

基本目標2 高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みをつくる

(1)健康づくりの推進

①健康づくりの推進

○健康づくりの意識の醸成

【第8次計画取組内容】

高齢者が健康的で自分らしい生活を継続していくために、栄養・運動・社会参加を柱とした生活習慣を心がけていけるよう、町民の健康づくりの意識の醸成を図ります。

また、公民館を拠点とした多世代交流の場を活用し、健診受診の必要性や生活習慣病予防について、幅広く周知します。

【取組と評価】

2023(令和5)年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、フレイルについて啓発するチラシを作成し、全世帯に配布することでフレイルについて周知しました。

公民館等で実施している一般介護予防事業の場やシルバー人材センター、老人クラブ等で、フレイル予防の講話を行いました。

取 組	評 価
健康づくりの意識の醸成	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者に対するフレイル予防講話を行っていますが、特定健診および長寿健診の受診率が県平均より低い状況が続いています。健康づくりの意識は高齢期を迎える前のより若い時期から醸成していく必要があります。

【今後の取組】

町全体で健診受診率の向上を含む健康づくりの意識の醸成が図れるよう、関係部署、関係機関が連携して取り組みます。

○人材の確保及び育成

【第8次計画取組内容】

各行政区におけるイベント等を通して、区民の健康づくりに関する役割を担える人材を発掘・育成し、地域で楽しく活動に取り組める仕組みづくりの支援を推進します。

【取組と評価】

高齢者保健福祉計画推進員やスポーツ推進委員を各行政区に配置、食生活改善推進員を養成、配置するなど人材の確保及び育成に取り組んでいます。

取 組	評 価
人材の確保及び育成	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

各自治会においては役割を重複して担う地域住民も多く、人材の確保は引き続き課題です。

【今後の取組】

地域で役割を担うこと、地域活動に参加することの意義、健康に対する効果について広く啓発し、引き続き人材の発掘・育成に取り組めます。

○協働による企画立案及び実践

【第8次計画取組内容】

各行政区によって課題や取組も異なることから、保健と福祉の担当部局で情報共有を行い、協働して課題解決に取り組んでいきます。その上で、本町においても、超高齢化社会が到来することを見据え、引き続き庁内各課や関係機関との協働による取組を企画立案し実践していきます。

【取組と評価】

高齢者に身近な公民館などの場で健康づくりに資する講座や取組が行われるよう各行政区で意見交換を行い、講師の派遣や、取組に対し地域プラン補助金の交付を行っています。

地域住民みずから健康づくりに取り組みやすい環境の整備として公園を整備し、ニュースポーツなど高齢者も参加しやすいスポーツの機会を提供しました。

取 組	評 価
協働による企画立案及び実践	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

関係部署や社会福祉協議会等の関係団体がそれぞれ自治会や老人クラブなどの関係団体と協働し高齢者の健康づくりに資する取組を行っていますが、関係部署間での情報共有及び連携が不足しています。

今後も高齢者人口が増加する予測されることから効果的、効率的に事業を推進するためにも引き続き庁内各課及び関係機関が協働して高齢者の健康づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

継続して取り組みます。

○生活習慣病予防・重症化予防支援の充実強化

【第8次計画取組内容】

生活習慣病の予防及び重症化予防のため、高齢者自ら健診を受け、かかりつけ医を持ち、適正受診や服薬管理などの健康管理を行えるよう、医療機関等と連携し支援します。

また、介護保険の新規申請理由等統計データを分析し保健事業にも活かす等、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を、切れ目なく一体的に実施できるよう取り組みます。

【取組と評価】

介護予防手帳、糖尿病連携手帳などを活用し、高齢者自らが健康管理を行えるよう、医療機関と連携した支援に取り組んでいます。

2023(令和5)年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において高齢者の生活習慣病予防・重症化予防に取り組んでいます。

取 組	評 価
生活習慣病予防・重症化予防支援の充実強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

特定健診・長寿健診の受診率が県平均に比べて低く、かつ医療を受けていないため健康状態が把握できていない高齢者がいることが課題となっています。

健診(検診)で要医療の判定を受けた方が医療に繋がっておらず、重症化してから医療・介護に繋がっている事案が多くみられます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、庁内関係部署の連携にとどまっており、医療機関など関係機関との連携強化にはつながっていないことが課題です。

【今後の取組】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において健康状態が把握できていない高齢者の把握、支援に取り組めます。

健診(検診)で要医療の判定を受けた方への医療機関受診への支援に取り組めます。

(2)介護予防の推進

①介護予防の推進

○介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【第8次計画取組内容】

本町においては、引き続き切れ目のない介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の継続に努めていきます。

また、フレイル状態や初期の認知症状を有する高齢者を早期に把握し、支援することで重度化予防に努めます。

今後、高齢者人口の増加に伴い事業対象者の範囲が拡大することが考えられるため、制度の周知や事業の充実に努めます。

【取組と評価】

介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業は継続して実施しています。

毎年基本チェックリストを送付し、把握されたフレイルリスクの高い方を必要な支援につなげるため、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

取 組	評 価
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者実態把握訪問事業 (訪問実件数)	902件	680件	379件	未実施	未実施
介護予防・生活支援サービス事業(利用実人数)	77人	63人	63人	46人	48人
介護予防・生活支援サービス事業(利用延人数)	970人	862人	751人	440人	534人
一般介護予防事業 (利用実人数)	639人	541人	507人	580人	637人
一般介護予防事業 (利用延人数)	14,257人	9,435人	7,381人	13,566人	14,773人

【現状と課題】

前期高齢者の参加が少ないこと、また、会場の収容者数に制限があることから高齢者数の増加に対応できるよう事業の内容を検討する必要があります。

フレイルリスクが高いと把握されたにも関わらず介護予防事業に繋がらなかった高齢者について、支援方法を検討する必要があります。

高齢者実態把握訪問事業は、委託先事業所の人材不足により2022(令和4)年度から休止しており、支援が必要な高齢者の早期把握が課題となっています。

【今後の取組】

前期高齢者向けの新たな取組及び、介護予防事業に繋がらなかった方への支援方法を検討します。

高齢者実態把握訪問事業を2024(令和6)年度から再開します。

○地域リハビリテーション活動支援事業の推進

【第8次計画取組内容】
地域における高齢者の多種多様な活動の場へ、本事業の周知を行い、活用の促進に向けた取組を行います。

【取組と評価】
介護予防について普及啓発を図るため、希望がある団体等に町の理学療法士を派遣し、講話等を実施しています。

取 組	評 価
地域リハビリテーション活動支援事業の推進	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【関連する事業等の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション活動支援事業(回数)	9回	2回	2回	3回	1回

【現状と課題】
事業の周知不足が課題となっています。

【今後の取組】
事業の周知方法について検討し、継続して取り組みます。

○新たな活動の場の創出等による、主体的な介護予防の取組への支援

【第8次計画取組内容】

主体的な介護予防への取組がさらに重要となってくることから、「どうーいじかすんカード」等の介護予防ポイント制度を継続し、高齢者が楽しみながら介護予防に取り組んでいけるよう、支援していきます。

また、サークル活動の場など、既存の社会活動の場を把握するだけでなく、高齢者の社会参加を活性化するため新たな通いの場の創出支援を推進します。

介護予防に取り組んでいる高齢者が、参加者としてだけでなく、新たな地域活動の担い手として生きがいをもって活躍し役割が持てる地域社会となるよう、既存の介護予防サポーター養成講座及び社会福祉協議会主催の有償ボランティア養成講座等を今後も継続し、高齢者が自ら新たな地域活動の担い手として活躍できるよう支援します。

【取組と評価】

高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防ポイント制度を継続して行っています。

新たな活動の場の創出に向けて、地域プランに基づく自治会での活動を支援しています。

役割を持って地域社会に参画することが介護予防につながることから、生活支援体制整備事業等において担い手としての活動の場の見える化に取り組んでいます。

取 組	評 価
新たな活動の場の創出等による、主体的な介護予防の取組への支援	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

介護予防に資する活動の場の種類が少ないことが課題となっています。

【今後の取組】

他自治体の取組を参考に、主体的な介護予防の取組への支援について検討します。

○情報発信手段の多様化

【第8次計画取組内容】
携帯電話や SNS を活用する高齢者が増えてくることが見込まれることから、高齢者が自ら必要な情報にアクセスし、健康の維持増進・介護予防について意識を高めていけるよう、情報発信を強化します。

【取組と評価】
広報ちゃん及び基本チェックリスト結果お知らせ表の返信を活用して介護予防事業の情報発信は行っていますが、新たな情報発信手段の活用はできていません。

取 組	評 価
情報発信手段の多様化	C

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】
町ホームページの介護予防に関する情報が充実しておらず、町公式 LINE などを活用した情報発信が十分にできていません。

【今後の取組】
町公式ホームページの見直し、SNS 等を活用した情報発信を強化します。
高齢者の身近な情報媒体としてテレビのデータ放送機能の活用など、新たな情報発信手段について調査・研究し活用に取り組みます。

○関係部署及び関係機関との連携強化

【第8次計画取組内容】

関係部署及び関係機関と連携し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・重症化予防のため特定健診、長寿健診の受診率向上を図りながら、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けて、部署横断的な体制づくりに取り組んでいきます。

【取組と評価】

2023(令和5)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでいます。

取 組	評 価
関係部署及び関係機関との連携強化	B

※評価基準 A:順調 B:概ね順調 C:やや遅れている D:大幅に遅れている

【現状と課題】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでいますが、庁内関係部署の連携にとどまっており、医療機関など関係機関との連携強化にはつながっていません。

【今後の取組】

継続して取り組みます。